天城子どもの家　重要事項説明書（4クラブ共用）

令和8年4月１日現在

事業所名称	◇天城子どもの家Ａ（クラブ1） ◇天城子どもの家Ｂ（クラブ2・3・4）　※天城小学校内
事業の種類	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
所在地	◇倉敷市藤戸町天城2061-4　天城子どもの家Ａ（クラブ1） ◇倉敷市藤戸町天城2285　天城子どもの家Ｂ（クラブ2・3・4）※天城小学校内
管理者氏名	◇岡崎　宏紀　天城子どもの家Ａ（クラブ1） ◇福原　瑠奈　天城子どもの家Ｂ（クラブ2・3・4）
電話番号	◇天城子どもの家Ａ（クラブ1）；（086）428-0191 ◇天城子どもの家Ｂ（クラブ2・3・4）；（086）428-0150
受け入れ対象児童	天城小学校に通う児童のうち、保護者が就労等により、昼間に家庭での保育が難しい児童
設置者名・所在地	社会福祉法人中野社会福祉協会　　理事長　中野 史明　　岡山県倉敷市藤戸町天城2065番地1
事業開始年月日	平成30年4月1日
事業所の目的及び運営方針	児童福祉法第6条の3第2項に基づき、上記受け入れ対象児童に対して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、児童の健全な育成を図る。
提供する教育及び保育の内容	放課後児童クラブ運営指針に基づき、育成支援をおこなう。
職員の職種、員数及び職務の内容	

職　種	員　数	職　務　内　容
管理者	（1名）	◇天城子どもの家Ａ（クラブ1）、◇天城子どもの家Ｂ（クラブ2・3・4）の運営をそれぞれ総括管理し、所属職員を指揮・監督する。
リーダー	1名	天城子どもの家　各クラブの保育を統括し、所属職員を指揮・監督する。 ※支援員と兼務
支援員	1～2名	各リーダーの指示のもと、保育を行う。※員数に関しては、各クラブごと
補助員	1～2名	各リーダーの指示のもと、保育を行う。※員数に関しては、各クラブごと
事務員	（1名）	天城子どもの家（4つのクラブ全体）の事務・処理を行う。

無断転載・複製禁止

特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日

開所日	次に掲げる閉所日を除く月曜日から土曜日
閉所日	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）
開所時間（延長保育を除く）	平　日　　下校～19：00 土曜日　8：30～18：00、長休日　8：30～18：00
延長保育時間	7：00～7：59、18：01～19：00（土曜日のみ）
超過保育時間	19：01～

<table>
<tr><td>教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他費用の種類、支払いを求める理由及びその額</td><td>

○　利用者負担

保育料月額	1・2年生；9,000円　　3・4年生；8,000円　　5・6年生；7,000円
延長保育料	7：00～7：59；200円　　土曜のみ18：01～19：00；200円
超過保育料	19：01～　10分につき200円
実費徴収金（諸費）	スポーツ安全保険料（年間掛け金800円）、行事参加費など

○　利用者負担金の徴収方法

当月分の保育料	コドモンを通じて口座振替　　毎月20日に引き落とされます。
当月分の延長保育料	コドモンを通じて口座振替　　翌月20日に引き落とされます。
実費徴収金（諸費）	コドモンを通じて口座振替　　翌月20日に引き落とされます。

※　引き落としされる日が、土曜日・日曜日・祝日等にあたる金融機関休業日の場合、その翌日以降に引き落とされます。

</td></tr>
<tr><td>利用定員</td><td>

164名　　クラブ１・２・３・４総計

</td></tr>
<tr><td>施設の利用開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項（入所選考方法）</td><td>

〇　利用開始
①　申請書類の提出
②　入所選考
③　入所説明
④　親子面談と体験入所
⑤　各種登録の完了
↓
利用開始

〇　利用終了
退所届の提出
※毎月末日までに提出することで、翌月１日から退所となります。

</td></tr>
<tr><td>緊急時等における対応方法</td><td>

〇　事業所での対応
児童が怪我を負うなどの緊急時等には、必ず保護者に連絡し了承を得たうえで医療機関を受診、場合によっては搬送します。

〇　保護者への連絡
次のような場合には、事前に登録された保護者の緊急連絡先に連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。
（例）　児童の体調不良や怪我などで、お迎えをお願いするとき。
自然災害や感染症の蔓延などで閉所になる場合など。

</td></tr>
<tr><td>非常災害対策</td><td>

〇　避難・防災対策
避難・防災マニュアルに基づき、火災・地震等を想定した避難訓練を毎月１回以上実施します。
児童に対して防災教育を行います。

〇　緊急避難場所
岡山県立倉敷天城高等学校（倉敷市指定緊急避難場所・指定避難所）

</td></tr>
<tr><td>虐待の防止の為の措置に関する事項</td><td>

〇　職員に対する措置
児童に対する指導やしつけであったとしても、児童の心身に有害な影響を及ぼすような行為は行わないよう、職員に対して教育・指導を徹底するとともに、保護者との連携を密にし、児童の健全育成に努めます。

</td></tr>
</table>

※　本重要事項説明に関してご不明な点がありましたら、管理者までお尋ねください。

無断転載・複製禁止